

令和7年度地方独立行政法人市立東大阪医療センター障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

第1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立及び社会参加の促進に資するため、地方独立行政法人市立東大阪医療センター(以下「法人」という。)が行う物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

法人に属する全ての組織に対し適用する。

第3 調達方針

1 調達する物品等

この方針により法人が調達する物品等は、事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等において供給することが可能なものとする。

2 対象となる施設等

本調達方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項で規定する以下の施設等とする。

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設〔生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。〕
- ④ 障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- ⑤ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- ⑥ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- ⑦ 在宅就業障害者
- ⑧ 在宅就業支援団体

3 物品等の調達目標

予算の適切な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、調達実績額が前年度実績を上回るよう、着実に取り組むものとする。

第4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進するため、次の取組を行う。

(1) 受注機会増大のための措置

新たに物品等を調達する場合には、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、随意契約を積極的に活用

する。

第5 共同受注窓口の活用

共同受注窓口を活用することについて、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

第6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成した時は、ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後にホームページ等により公表する。

第7 担当課

本方針の担当窓口は、事務局契約会計課とする。

附則

この方針は、令和7年4月1日から実施する。